

むつ市使用済燃料税に関する進捗について



令和4年9月16日
む つ 市

使用済燃料税に係る総務省協議の経緯まとめ

時期	内容
令和4年3月26日	● <u>総務省へ法定外普通税新設協議書提出</u> 本年3月18日に市議会本会議で可決いただいた税条例について、新設に係る理由書、参考資料等を添付し提出。
4月8日	◆ <u>地方財政審議会①</u>
4月14日	● <u>総務省を訪問しむつ市使用済燃料税新設について説明、意見交換</u> 当市の厳しい財政状況や財政需要と本税の関係、税率の根拠等について説明、意見交換。
4月19日	◆ <u>地方財政審議会②</u>
5月13日	◆ <u>地方財政審議会③</u>
5月16日 ～20日	● <u>総務省より質問事項を受領し回答提出</u> 納税者の負担、財政需要、県の動向等についての質問を受領し、これまで市議会へ説明してきた内容を基に回答を作成、提出。
6月6日	● <u>総務省へ5月20日に回答した内容について補足説明及び質疑応答を実施</u>
6月10日	◆ <u>地方財政審議会④</u>
8月2日	◆ <u>地方財政審議会⑤</u>
8月8日	● <u>総務省との意見交換</u> 地方財政審議会での審議状況について確認。
8月19日	◆ <u>地方財政審議会⑥</u> ← 「同意すべき」との意見
8月26日	◆ <u>地方財政審議会⑦</u> ← 審議の上、了承
9月6日	● <u>総務省より大臣同意の連絡受領</u>

※**地方財政審議会**…地方財政に関する審議事項について、法令によりその権限に属させられた事項を審議し、総務大臣に必要な勧告をすることを任務とする総務省の審議会。地方税法670条の2の規定により、市町村法定外普通税の新設に係る総務大臣同意の取得にあたっては、地方財政審議会の意見を聴取することとされており、同審議会の意見を基に大臣同意の判断がされることとなっている。

今後の取組について

総務省の技術的助言を受けた対応について

対応窓口を税務課とし、引き続きリサイクル燃料貯蔵株式会社に対して、本税への理解が得られるよう丁寧に説明。